

エージェント契約書



（以下、甲という）とFC2 Live JP（以下、乙という）は乙が提供するエージェントサービス(以下、「本サービス」)において、甲が提供するコンテンツ配信の取扱及びエージェント制度の利用によるライブ配信、その他サービス(以下、「映像・音・声・配信・その他サービス」という)の取扱に関して、以下の通り契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第1条（定義）

1. 本契約における「エージェント」とは、本サービスへのパフォーマーまたは甲の代理店（以下「傘下エージェント」という）を管理している法人、または個人のこととする。
2. 本契約における「パフォーマー」とは、エージェント又は傘下エージェントに属し、実際に映像音声配信を行う者のこととする。
3. 本契約における「ポイント」とは、本サービス内で精算できるポイントをいい、甲は本契約に基づく映像音声配信の売上をポイントの形態で獲得する。

第2条（ID 及び本サービスアカウント ID の管理）

1. 甲は、乙の提供するID、本サービスのアカウントID（以下、併せて「各ID」という）及び各IDのパスワードを、本契約の遂行のためにのみ利用する。
2. 甲は、各ID及びパスワードについて、盗用その他の不正利用がなされないように、自らの責任において厳重に管理する。
3. 甲は、乙が事前に書面にて承認する場合を除き、第三者に対して、各ID及びパスワードを開示、漏洩、貸与、共有もしくは譲渡を行い、利用させ、または自己もしくは第三者のための担保に供してはならない。
4. 各ID及びパスワードを利用してなされた行為については、現実に甲自身の行為であるか否かを問わず、すべて甲による利用とみなし、かかる利用について、甲は一切の債務及び責任を負う。また、当該行為により、乙または第三者が損害を被った場合には、甲は当該損害を賠償する。
5. 各ID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤または第三者の使用等により、甲自身及びその他の者が損害を被った場合、乙は一切の責任を負わない。

第3条（映像音声配信の取り扱い、対価）

1. 甲は、乙が提供する本サービスにおいて、アカウント登録及び、利用登録手続きを行った上で所定のエージェント登録手続きを行う。甲は、傘下エージェントのアカウントにつき、第5条（傘下エージェントの管理）を遵守した上で作成することができる。傘下エージェントはパフォーマー専用のアカウントをエージェント専用管理画面にて発行し、甲及び傘下エージェントの適切な管理のもとで、パフォーマーによる映像音声配信をすることができる。
2. パフォーマーが本サービスにおいて、各サイト規定内で映像音声配信を行った結果、獲得したポイントから、乙の手数料を差し引いたポイントを、甲の売上報酬として支払う。
3. 甲に一括して支払われた売上報酬は、甲の責任において傘下エージェントに分配する。

第4条（売上報酬の支払い）

1. 売上報酬は、乙より提示されたものに従う。



2. 甲が銀行情報を変更した場合、甲は直ちに乙に連絡する。登録情報の不備や出演サイトより送金が不能となった場合、乙は一切の責任を負わない。

3. 契約解約等により本契約が終了する場合、甲は予めポイントを精算する。各IDの登録抹消後のポイントの換金は一切行われず、乙は一切の責任を負わない。第5条（傘下エージェントの管理）第6項により各IDが剥奪された場合は、未清算の報酬を無効とすることに合意する。

第5条（傘下エージェントの管理）

1. 甲は、以下の条件を満たし且つ、乙の承諾を得た場合に傘下エージェントを持つことができる。

（1）傘下エージェントの代表者の本人確認を行っていること

（2）傘下エージェントの登記簿及び当該傘下エージェントの代表者の身分証明書を確認でき、かつ、乙及び公的機関等からの要請があれば直ちに提示できること

（3）傘下エージェントとの間で、メール又はシステムによる連絡方法により、常に連絡をとることができる体制を整えていること

（4）傘下エージェントの行為に法令及び本契約に違反する行為があった場合には、直ちに乙に報告する体制を整えていること

2. 甲と傘下エージェントとの間のトラブル等に関し、乙は一切関与せず、それらについては甲と傘下エージェントとの間で解決を図る。

3. 甲と傘下エージェントとの間の手数料については、甲と傘下エージェントとの間で決定するものとし乙は一切関与しない。

4. 甲は、傘下エージェントとの契約に際しては、サイト規約、本サービス利用規約、その他本サービス内の各機能利用開始時記載の各種規約、本契約各条項を提示し、指導及び管理を徹底し遵守させる。傘下エージェントの一切の行為については甲がその責任を負う。

5. 傘下エージェントの行為により乙が損失及び損害を被った場合、その責任は甲が負う。

6. 傘下エージェントの行為が本条第4項及び第12条（法令遵守）に反すると乙が判断する場合、乙は甲及び傘下エージェントに対し警告をすることができ、度重なる警告にも関わらず、当該行為が是正されなかった場合には、甲の本サービスの利用に対する制限、及びアカウントIDの剥奪を行う。

7. 甲は、売上の拡大、映像音声配信数の拡大等について、傘下エージェントを適切に指導するよう努める。

8. 甲は、エージェント制度を利用できる条件として、全てのパフォーマーの身分証登録が必須であることを理解し遵守する。また傘下のエージェントに対しても等しく身分証の適切な管理及び登録を周知し徹底させる。

第6条（保証）

1. 甲は映像音声配信の提供にあたり、以下の各項を遵守、保証する。

（1）公序良俗に反する内容でないこと

（2）当該商品をアップロードする国または地域の法律、法令、条例等に違反しないこと

（3）本サービスにおいて、アダルト設定で配信する場合、パフォーマーが18歳以上であること、及びその証明ができること

（4）本サービスにおいて、パフォーマーの本人確認が明確に行え、且つ詐称、偽装、擬装、粉飾が疑われない身分証登録を行っていること

（5）第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害しない事



- (6) 第三者を誹謗中傷し、差別するものではないこと
- (7) 第三者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害しないこと
- (8) コンピュータウイルスその他有害なプログラムを含んでいないこと
- (9) 映像音声配信の内容が乙のイメージを著しく害するものでないこと
- (10) 不正な決済取引、資金洗浄に該当する行為に加担しないこと
- (11) 大量のアクセスを発生させてサービスへの悪影響を起こさないこと
- (12) 前各項のほか、本サービスの仕様に反するものではないこと

2. 甲は、本契約の履行にあたり、甲の責に帰すべき事由により乙が第三者から権利侵害の主張、異議、苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理する。

3. 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害または損失が発生した場合においては、乙に対し、当該損害または損失を補償する。

4. 乙は、甲が提供した映像音声配信を本サービス上に表示したことにより甲に損害が発生した場合でも、甲に対してなんらの責任も負わない。

第7条（非保証）

甲は乙に対し、次に定める事項につき、明示・黙字を問わず、一切の保証を行わないことに合意する。

- (1) 本サービスでの売上の実現
- (2) 本サービスのアクセス数増加
- (3) 本サービスにおけるシステムの安定利用

第8条（権利の帰属）

本契約期間中における、映像音声配信に関する著作権、所有権、肖像権、その他一切の権利については、甲又は傘下エージェント及びパフォーマーに属する。

第9条（契約、期限利益の喪失）

1. 次に該当する場合、乙は甲に対し契約解除、損害賠償請求、優遇の撤廃、また裁判所、警察機関等へ通報し協力を得るものとし、契約解除時は一切の権利を破棄とする。

- (1) 本契約に違反した場合
- (2) 評判を落とす行為（スパイ活動、暴行、その他犯罪等）
- (3) 禁止行為の強要、または促す行為
- (4) 契約の重複や契約外への登録、又は申請をした場合
- (5) 乙との関係、信用が悪化したと認めた場合
- (6) 3ヶ月以上連絡がとれない、長期入院、または死亡した場合

2. 乙は契約解除された場合、業務に関する全ての権利を損失し、備品全ての返却、商標の利用停止、本契約上で携わった関係者との面会や連絡を一切とらない。



第10条（違約金）

本契約に違反し、それによって損害が発生した場合、甲は損害額の2倍相当または、裁判所にて定められた金額を違約金として支払う。

第11条（有効期限）

本契約有効期限は契約締結日から1年間とし、更新通知が無い限り自動で更新され、契約解除後も本契約は3年間有効とする。

第12条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で、開示後10日以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報として定める。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報には該当しない。

- （1）秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- （2）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- （4）本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 甲及び乙は、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。但し、事前に相手方からの書面による承諾を受けることにより、第三者へ開示することができる。なお、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずる義務がある。

4. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受ける。

5. 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課す。

6. 本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物は、不要になった場合または相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還する。

7. 前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨、相手方に書面にて報告する。

第13条（個人情報の保護）乙は、甲が本サービスを利用する際に収集した個人情報につき、乙の定めるプライバシーポリシーに基づいて厳重に管理する。また、同様の守秘義務を本サービスにおける関係者、パートナーも負う。

第14条（免責事項）

1. 乙は、以下の事由により甲及び第三者に発生した損害については、原因の如何を問わず、一切賠償の責任を負わない。

（1）天災地変、政府または政府機関の行為、法律・規則・命令の遵守、火災、嵐、洪水、地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命、暴動、下請業者からの供給の遅延または不履行、ストライキ、ロックアウト等

- （2）インターネット接続サービスの性能値に起因する障害



(3) 善良なる管理者の注意をもってしても防ぎ得ない、乙の設備への第三者による不正アクセスもしくは通信経路上での傍受等

(4) 乙が推奨する利用環境以外での環境で生じた不具合

(5) 乙が定める手順及びセキュリティ手段等を、乙が遵守しないことに起因して発生した障害等

(6) 電気通信事業者の提供する電気通信サービス上の不具合に起因して発生した障害

(7) 法令または公的機関の命令等に基づく強制的な処分

(8) その他乙の責に帰すべからざる事由

2. 乙が必要と判断した場合、甲に通知することなく、いつでもサービス内容を変更、停止または終了することができるものとし、これらに対し一切の責任を負わない。

第15条（法令遵守）

1. 甲は、本契約の履行に際し、一切に関係する法令を遵守する。

2. 甲は、乙が甲の法令遵守条状況を確認するために、乙が必要であると認めたときは、乙に対して報告する義務があることを認める。

3. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という）

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

4. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説の流布、偽計を用いまたは威力を用いて相手の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第16条（譲渡の禁止）

甲は、本契約において保有する権利及び義務の全部または一部を、乙の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡や貸与したり、担保の目的又は利用としたりすることはできない。

第17条（協議）

本契約に定めのない事項にて、疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議する。

第18条（管轄・準拠法）

本契約は、契約所在地の国内の法律に基づいて解釈され、本契約に関する訴訟は乙本社のある地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第19条（業務委託料の支払い）

業務委託料の支払いは、稼働サイトの支払い状況に依存する。支払いの遅延、サイトの閉鎖等により、業務委託料の支払いが滞った場合、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 委託料は、乙の定めた料率とする
- (2) 支払日は、乙の定めた日とする
- (3) 支払い方法は、銀行振り込み、金融機関が休みの場合は翌営業日とする
- (4) 振り込み先は、甲本人の確認がとれた指定口座のみとする
- (5) 請求は、毎月×日に自動請求とし、領収証明は振り込み履歴とする

以上合意成立の証として、甲乙とも1通を所持する。電子によるPDF文書等により作成された本契約書の写しの場合も、本紙と同様の効力を有する。

年 月 日

甲

署名

※法人の場合は署名に社名と代表者名

乙

FC2 Live JP



別紙（添付不要）

○記入方法

各ページ _____ に契約者の署名を記入してください。

○添付方法

所在地の回線よりメールにて送信（署名が鮮明な解像度のファイル（jpg/gif/png/pdf）
※証明証と一致しない場合は、契約できませんのでご注意ください。

○法人の場合に必要なもの

1. 登記簿謄本（6ヵ月以内のもの）
2. 法人番号URL（参照元：国税庁法人番号公表サイト）

○注意事項

※お振込み先の指定は、契約者名義口座となります。